

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、物価高騰に伴う負担の軽減に向け、令和6年度から新たに住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税となる世帯（R6均等割のみ課税化給付）及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯（R6均等割のみ課税化給付）、また、定額減税しきれないと見込まれる方等への支援として給付金の支給を行う。

1 交付対象者等

①新たに住民税非課税等となる世帯

新たに住民税均等割非課税又は均等割のみ課税となる世帯（令和5年度に給付の対象となった世帯を除く。）に対し、1世帯当たり10万円を支給する。

当該世帯に18歳以下の児童がいる場合には、こども加算として1人当たり5万円を支給。

②定額減税調整給付

納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額（地方公共団体において算定）が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給。

なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税者に給付。

●事務費について

<事務費の交付対象経費の上限額>

- ・均等割非課税世帯支援数×2,500円
- ・均等割のみ課税世帯支援数×2,500円

- ・ こども加算支援世帯数×2,500 円
- ・ 定額減税調整給付支援納税義務者数×3,000 円

2 実施事業

実施内容	予算額
<p>(1) 低所得世帯支援臨時給付</p> <p>◇物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 新規均等割非課税化世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 40 世帯×100 千円=4,000 千円 * 新規均等割のみ課税世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 世帯×100 千円=2,000 千円 * こども加算 <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 人×50 千円=1,000 千円 * 事務費 <ul style="list-style-type: none"> ・ システム改修費他 800 千円 	<p>給付費：7,000 千円</p> <p>事務費： 800 千円</p> <p>合 計：7,800 千円</p>
<p>(2) 定額減税補足給付</p> <p>◇定額減税しきれないと見込まれる方を対象に、差額を調整給付</p> <ul style="list-style-type: none"> * 定額減税を補足する給付の対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,854 人：41,660 千円 ※内、納税義務者数 1,037 人 * 事務費 <ul style="list-style-type: none"> ・ システム改修費他 3,141 千円 * 人件費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外勤務手当 541 千円 	<p>給付費：41,660 千円</p> <p>事務費： 3,141 千円</p> <p>人件費： 541 千円</p> <p>合 計：45,342 千円</p>
合 計	53,142 千円